

【2026年1月1日改訂】



指定介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム文京千駄木の郷

契約書

様(以下、ご利用者といいます)と社会福祉法人奉優会特別養護老人ホーム文京区千駄木の郷(以下、施設といいます)は、指定介護福祉施設サービス・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

#### 第1条 (契約の目的)

施設はご利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、指定介護老人福祉施設サービス・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス(以下、介護老人福祉施設サービスといいます)を提供し、ご利用者は施設に対し、その介護老人福祉施設サービスに対する料金を支払います。

#### 第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、契約締結日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、ご利用者から施設に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、ご利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護3～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとします。

但し、要介護1又は2と認定された場合でも施設が認めた場合は契約が更新されるものとします。

#### 第3条 (施設サービス計画)

施設は、次の各号に定める事項を施設所属の介護支援専門員に行わせます。

- 1 ご利用者について、解決すべき課題を把握し、ご利用者の意向を踏まえたうえで、介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- 2 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- 3 施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容をご利用者に説明します。

#### 第4条 (介護老人福祉施設サービスの内容)

- 1 施設は、施設サービス計画に沿って、ご利用者に対し食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、ご利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 ご利用者が、利用できるサービスの種類は重要事項説明書のとおりです。  
施設は、重要事項説明書に定めた内容について、ご利用者及びその家族等に説明します。
- 3 施設は、サービス提供にあたり、ご利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

#### 第5条 (要介護認定の申請に係る援助)

- 1 施設は、ご利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるようご利用者を援助します。
- 2 施設は、ご利用者が希望する場合は、要介護認定の申請をご利用者に代わって行います。

#### 第6条 (サービス提供の記録)

- 1 施設は、介護老人福祉施設のサービス提供に関する記録を作成し、本契約終了後2年間保存します。

- 2 ご利用者は、施設の営業時間内にその事業所にて、当該ご利用者に関する第1項の記録を施設が承認することにより閲覧可能です。
- 3 ご利用者は、当該ご利用者に関する第1項の記録について施設が承認することにより、重要事項説明書に定める複写料金を負担することによって記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第7条 (料金)

- 1 ご利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 施設は当月分の料金の請求書に明細書を付して、翌月末までにご利用者に通知します。
- 3 ご利用者は、当月分の料金の合計額を翌月末までに口座自動引き落とし等にて支払います。  
なお、ご利用者の口座からの自動引き落としに関する手続日の関係、またはご利用者のご都合で口座からの自動引落とし等ができなかった場合には、現金で徴収させて頂くことがあります。
- 4 施設は、ご利用者から料金の支払いを受けたときは、ご利用者に対し領収書を発行します。
- 5 ご利用者負担金は関係法令及び告示・通達等に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令及び告示・通達等が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 6 施設は、物価の高騰等、諸般の事情により、食費、居住費等の料金の改定を行うことがあります。その際、施設はご利用者へ事前に説明し承諾を得るものとします。
- 7 ご利用者の料金の支払いが2ヶ月間以上遅延し、直ちに支払うよう施設が催告したにもかかわらず、その催告到達の日から2週間以内に支払われない場合は、2週間を経過した日から完納日までの期間、遅延損害金として法定利率(民法404条)分を加算します。

#### 第8条 (契約の終了)

- 1 ご利用者は施設に対して、契約終了希望日の30日前までに文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 2 ご利用者が病院または診療所等に入院し、概ね3ヶ月以上にわたり入院が継続すると見込まれ、施設において適切な福祉サービスを行うことができない見込みとなった場合には、施設は、その時点でこの契約を解約することができます。
- 3 ご利用者の心身の状態が大幅に変化し、あるいは医学的管理の必要性が増大し、施設での介護や集団生活が困難と施設が判断した場合、契約は終了します。
- 4 ご利用者が次のいずれかの事由に該当した場合には、本契約は自動的に終了します。
  - ①ご利用者が他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入所した場合。
  - ②ご利用者が死亡(失踪宣告を受けた場合を含む)した場合若しくは介護保険の被保険者資格を喪失した場合。
- 5 ご利用者がその債務を履行せず、又は履行を遅滞し、施設が2ヶ月以上の期間を定めてその履行を催告してもなお履行されないときは、施設はその催告期間の満了時点をもってこの契約を解除することができます。

#### 第9条 (即時解約)

次の事由に該当した場合は、施設は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。なお、1から6の場合、施設は、ご利用者及びご家族・代理人・保証人等に対して、理由を示した書面により解除を通知するものとします。

- 1 ご利用者の料金の支払が2ヶ月間以上遅延し、直ちに支払うよう施設が催告したにもかかわらず

ず、その催告到達の日から2週間以内に支払われない場合。

- 2 ご利用者またはご利用者のご家族、ご利用者の関係者等（以下、「ご家族等」という）が、施設職員、施設を利用する他利用者等に対して、暴言・暴行・威嚇・威圧・恫喝・侮辱・過度な要求・プライバシーの侵害・長時間拘束・繰り返しの拘束・セクハラ行為・不当な要求、その他、前記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為を行い、または施設職員に関して誹謗中傷する等して、サービス提供の続行が困難な場合。
- 3 ご利用者またはご家族等から、施設職員、施設を利用する他利用者等への特定の団体への加入・物品の購買等の度重なる執拗な勧誘等により、サービス提供の続行が困難な場合。
- 4 SNS（ソーシャルネットワークサービス）等への施設について誹謗中傷的な書き込みが発覚した場合。
- 5 上記の他、ご利用者またはご家族等が、施設また施設職員、施設を利用する他利用者等に対して、本契約を継続し難い程の不信行為を行った場合。
- 6 天災、法令の改廃、その他のやむをえない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。

#### 第10条（退所時の援助）

施設は、契約が終了しご利用者が退所する際には、ご利用者及びそのご家族の希望、ご利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

#### 第11条（秘密保持）

- 1 施設及び施設職員は、サービス提供をするうえで知り得たご利用者及びそのご家族に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らしません。  
この守秘義務は本契約終了後も同様です。
- 2 施設はご利用者及びそのご家族に関する個人情報について、重要事項説明書4条（2）記載の目的において、必要最小限の範囲内で使用します。  
ただし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- 3 施設は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

#### 第12条（賠償責任）

- 1 施設は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、施設もしくは施設職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその賠償責任を負います。  
ただし、その損害について、ご利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務違反、もしくはご利用者に施設職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除することができるものとします。
- 2 ご利用者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上のご利用者の義務に違反して、施設設備または施設職員、他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- 3 施設及びご利用者は、前2項の賠償は、誠意を持って速やかに対応し、履行するものとします。

##### （損害賠償がなされない場合）

施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。  
とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- 1 ご利用者又は代理人等が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 2 ご利用者又は代理人等が、ご利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事に起因して損害が発生した場合。
- 3 ご利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 4 ご利用者又は代理人等が、施設又は施設職員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

#### 第13条 (一時外泊)

ご利用者は、施設の同意を得た上で、月7日以内の期間施設外で宿泊することができるものとします。この場合、ご利用者は外泊願を施設に届け出るものとします。

#### 第14条 (緊急時の対応)

施設は、ご利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等、必要な処置を行います。

#### 第15条 (相談・苦情対応)

施設は、ご利用者からの相談、苦情等に対応するために担当窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第16条 (遺留金品の引取等)

- 1 ご利用者は、本契約が終了した後、ご利用者の遺留金品がある場合に備えて、その遺留金品の引取人（以下遺留金品引取人といいます）を定めることができます。定めがない場合には、契約同意者が遺留金品引取人になります。定めがある場合は指定の欄に記載します。
- 2 本契約が終了したときは、施設は、契約者または遺留金品引取人にその旨連絡します。
- 3 ご利用者または遺留金品引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に遺留金品を引き取ります。但し、ご利用者または遺留金品引取人は、遺留金品を引き取ることができない特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに施設にその旨連絡します。
- 4 施設は、ご利用者が遺留金品引取人を定めない場合、またはご利用者もしくは遺留金品引取人のいずれもが遺留金品を引き取らなかった場合には、ご利用者の費用負担でご利用者の遺留金品を処分できます。この場合、ご利用者もしくはその遺族、または遺留金品引取人は、施設に対して、処分によって生じた損失（損害）の補償（賠償）を求めることはできません。

#### 第17条 (ご利用者代理人について)

- 1 この契約締結時点において、ご利用者が認知症その他の事由により契約の意味内容を理解することができず、この契約を締結する意思能力がなかったとされる場合においては、この契約は、ご利用者がこの契約に基づくサービスを受けるために、ご利用者代理人(成年後見人、補助人、保佐人を除きます。以下本項において同じ。)を(代理人としてではなく)契約者本人として有効に成立するものとします。
- 2 前項の場合、ご利用者がこの契約に基づくサービスを受けたことにより発生する支払債務、その他施設に対して負う一切の債務を、ご利用者代理人は、(代理人としてではなく)契約当事者として、自らの債務として負い、これらを施設に対して支払うものとします。

- 3 契約締結後時を経て、ご利用者が意思能力を失うに至った場合も、以降、ご利用者代理人となっていた者が、ご利用者の契約上の契約者としての地位を承継するものとし、以降この契約は、ご利用者が施設を利用してサービスを受けるためにご利用者代理人であった者を契約当事者として存続するものとします。
- 4 この契約に関して、施設から発する通知、催告、請求その他の意思表示は、ご利用者又はご利用者代理人のいずれか片方に宛てたものであっても、ご利用者の意思能力の有無にかかわらず、その双方に到達したものとして同時に効力を生じ、双方に効力を及ぼすものとします。  
(以下、「ご利用者又はご利用者代理人に対し」と記載されたものは、いずれもこの趣旨として解釈されるものとします。)

#### 連帯保証人について

- 1 連帯保証人は、本契約から生じるご利用者の債務（本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務を含みます。）（ご利用者代理人が契約者本人として施設に対して債務を負う場合にはこれを含むものとします）を連帯して保証します。  
本契約が更新された場合においても、同様です。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 連帯保証人の請求があったときは、施設は、連帯保証人に対し、遅滞なく、主たる債務者の債務の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額その他民法458条の2に定める主たる債務について情報を提供します。
- 4 施設が指定する賃貸保証委託契約事業者と契約を締結している場合は、連帯保証人は不要とします。

#### 第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者及び奉優会は、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### 第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者及び奉優会は、施設の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入所者、施設、入所者家族等・代理人等、連帯保証人兼身元保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

説明年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

<事業者>

所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号真井ビル5階  
法人名 社会福祉法人 奉優会  
代表者名 理事長 香取 寛 印

<ご利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

<ご利用者家族等/代理人等>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

<連帯保証人兼身元保証人>

極度額 300万円

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_